

目 次

第1編 市町村公営企業決算の概況

第1章 総論

1 事業数及び職員数

(1) 事業数 1

(2) 職員数 3

2 決算規模 4

3 建設投資及びその財源

(1) 建設投資 5

(2) 財源内訳 5

4 企業債（地方債）の状況

(1) 企業債（地方債）発行額 6

(2) 企業債（地方債）現在高 7

5 他会計繰入金の状況 8

6 法適用企業の状況

(1) 収益的収支の状況 9

(2) 累積欠損金 11

(3) 不良債務 12

(4) 資本的収支の状況 12

7 法非適用企業の状況

(1) 収益的収支の状況 15

(2) 資本的収支の状況 15

8 財政再建等の状況 18

9 資金不足比率の状況 19

第2章 事業別経営状況等

1 水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）

(1) 上水道事業（法適用簡易水道事業を含む）

① 事業数等 20

② 事業の状況 21

③ 施設及び利用状況 22

④ 経営状況 23

⑤ 他会計繰入金の状況 24

⑥ 給水原価と料金 25

⑦ 職員数及び職員給与費 27

(2) 簡易水道事業（法非適用事業）

① 事業の概要 30

② 経営状況 30

③ 他会計繰入金の状況 32

④ 給水原価及び供給単価 33

2	工業用水道事業	34
3	ガス事業	35
4	下水道事業	
(1)	事業数等	36
(2)	事業の状況	36
(3)	経営状況	37
(4)	資本的収支の状況	39
(5)	経費の内訳（公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む））	39
(6)	汚水処理原価及び使用料単価の状況（公共下水道事業（特定環境保全公共 下水道事業を含む））	40
(7)	供用開始後年数別の使用料回収率	41
(8)	他会計繰入金の状況	42
(9)	今後の課題	43
5	病院事業	
(1)	施設利用状況等	45
(2)	経営状況	
①	収益的収支の状況	46
②	資本的収支の状況	47
(3)	他会計繰入金の状況	47
(4)	職員の状況	48
6	市場事業	49
7	観光施設事業	49
8	宅地造成事業	49
9	交通事業	50
10	駐車場整備事業	51
11	介護サービス事業	52

第2編 統計資料

第1章 法適用事業 事業別各種資料

1 水道事業

(1)	施設及び業務概況	53
(2)	貸借対照表	63
(3)	損益計算書及び経営比率	73
(4)	資本的収支に関する調	83
(5)	費用構成表等	93
(6)	繰入金の状況	103

2 工業用水道事業

(1)	貸借対照表	113
(2)	損益計算書及び経営比率	114
(3)	資本的収支に関する調	115

3	ガス事業	
(1)	貸借対照表	116
(2)	損益計算書及び経営比率	117
(3)	資本的収支に関する調	118
4	公共下水道事業	
(1)	施設及び業務概況	119
(2)	貸借対照表	123
(3)	損益計算書及び経営比率	125
(4)	資本的収支に関する調	127
(5)	費用構成表等	129
(6)	経営分析	131
(7)	繰入金の状況	133
5	特定環境保全公共下水道事業	
(1)	施設及び業務概況	135
(2)	貸借対照表	137
(3)	損益計算書及び経営比率	138
(4)	資本的収支に関する調	139
(5)	費用構成表等	140
(6)	経営分析	141
(7)	繰入金の状況	142
6	農業集落排水事業	
(1)	施設及び業務概況	143
(2)	貸借対照表	145
(3)	損益計算書及び経営比率	146
(4)	資本的収支に関する調	147
(5)	費用構成表等	148
(6)	経営分析	149
(7)	繰入金の状況	150
7	漁業集落排水事業	
(1)	施設及び業務概況	151
(2)	貸借対照表	153
(3)	損益計算書及び経営比率	154
(4)	資本的収支に関する調	155
(5)	費用構成表等	156
(6)	経営分析	157
(7)	繰入金の状況	158
8	個別排水処理事業	
(1)	施設及び業務概況	159
(2)	貸借対照表	161

(3) 損益計算書及び経営比率	162
(4) 資本的収支に関する調	163
(5) 費用構成表等	164
(6) 経営分析	165
(7) 繰入金の状況	166
【下水道事業（法適用）総括表】	
(1) 貸借対照表	167
(2) 損益計算書及び経営比率	170
(3) 資本的収支に関する調	173
9 病院事業	
(1) 施設及び業務概況	176
(2) 貸借対照表	178
(3) 損益計算書及び経営比率	180
(4) 資本的収支に関する調	182
(5) 費用構成表等	184
(6) 経営分析及び収入分析	186
(7) 年度末職員数等の状況	188
(8) 繰入金の状況	190
10 介護サービス事業	
(1) 貸借対照表	192
(2) 損益計算書及び経営比率	193
(3) 資本的収支に関する調	194
第2章 法非適用事業 事業別各種資料	
1 簡易水道事業	
(1) 施設及び業務概況	195
(2) 歳入歳出決算に関する調	198
(3) 繰入金の状況	201
2 公共下水道事業	
(1) 施設及び業務概況	204
(2) 歳入歳出決算に関する調	212
(3) 経営分析	216
(4) 繰入金の状況	220
3 特定環境保全公共下水道事業	
(1) 施設及び業務概況	224
(2) 歳入歳出決算に関する調	238
(3) 経営分析	231
(4) 繰入金の状況	232
4 農業集落排水事業	
(1) 施設及び業務概況	234
(2) 歳入歳出決算に関する調	240

(3) 経営分析	243
(4) 繰入金の状況	246
5 漁業集落排水事業	
(1) 施設及び業務概況	249
(2) 歳入歳出決算に関する調	251
(3) 経営分析	252
(4) 繰入金の状況	253
6 小規模集合排水処理事業	
(1) 施設及び業務概況	254
(2) 歳入歳出決算に関する調	256
(3) 経営分析	257
(4) 繰入金の状況	258
7 特定地域生活排水処理事業	
(1) 施設及び業務概況	259
(2) 歳入歳出決算に関する調	261
(3) 経営分析	262
(4) 繰入金の状況	263
8 個別排水処理事業	
(1) 施設及び業務概況	264
(2) 歳入歳出決算に関する調	266
(3) 経営分析	267
(4) 繰入金の状況	268
9 市場事業	
(1) 歳入歳出決算に関する調	269
(2) 繰入金の状況	270
10 観光施設事業（歳入歳出決算に関する調）	271
11 宅地造成（臨海）事業（歳入歳出決算に関する調）	272
12 宅地造成（その他）事業（歳入歳出決算に関する調）	273
13 交通（船舶）事業（歳入歳出決算に関する調）	274
14 駐車場整備事業（歳入歳出決算に関する調）	275
15 介護サービス事業（歳入歳出決算に関する調）	276

【参考】

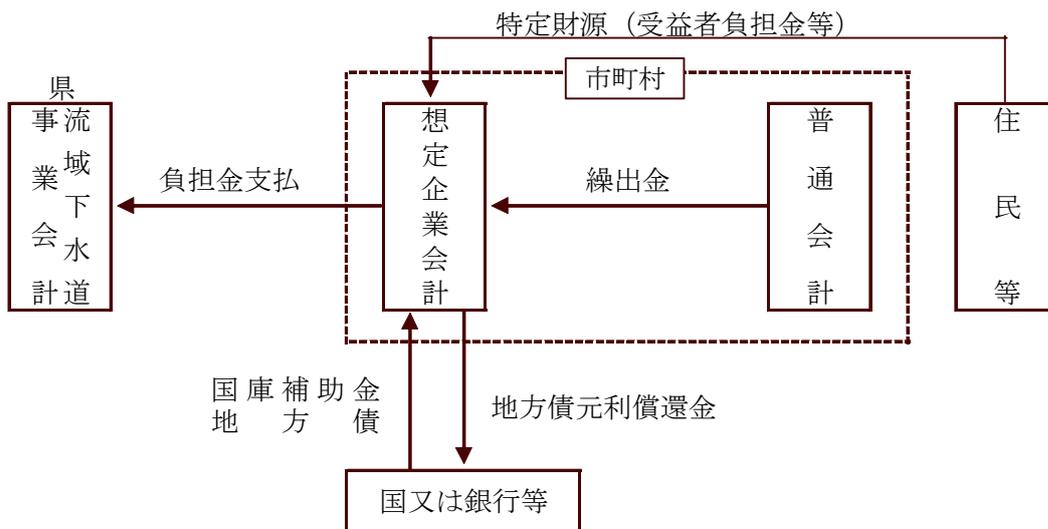
1 政令市を含む市町村公営企業決算の状況	
(1) 法適用事業	277
(2) 法非適用事業	319
2 水道事業（法適用）水道料金一覧表	343
3 平成21年度市町村普通会計決算の状況	344
4 地方公営企業の現況（平成22年3月31日現在）	346

表 の 見 方

1 調査対象事業及び期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用している事業（法適用企業）及び同法を適用していない事業（法非適用企業：地方財政法施行令第 37 条に掲げる事業並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業）について、平成 21 年度の決算及び業務状況等を調査したものである。なお、いわゆる「想定企業会計」についても、調査の対象としている。

注：想定企業会計…県が建設中の流域下水道に係る負担金を市町村の一般会計が負担している場合等においては、これに係る一切の収支は普通会計から分離されることとなっており、収支の分離に当たっては、地方公共団体に当該事業に係る特別会計が設けられているものと想定し、当該想定企業会計において経理されたものとして取り扱うこととしている。この想定企業会計は、現実には存在しない会計であることから、法非適用企業として取り扱われる。



2 事業の区分

(1) 法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している事業）

財務諸表等の項目区分は、地方公営企業法施行規則に定める勘定科目に準拠している。

(2) 法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業）

「歳入歳出決算に関する調」については、法適用企業に準じて作成している。

3 施設及び業務概況

施設は平成 22 年 3 月 31 日現在のものであり、業務概況は平成 21 年度の実績である。

4 表示単位等

各項目における数値のうち、表示単位が百万円である場合は百万円未満で四捨五入している。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

また、原則として構成比及び増減率等については、千円単位で算出している。

地方公営企業関係用語説明

【 総 括 】

法適用企業・ 法非適用企業	地方公営企業法の適用の有無による分類。 水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気及びガスの各事業は、公営企業を代表する業種であり、企業としての制度を適用するのに適しており、企業としての経済性を発揮することが要請されているため、当然に地方公営企業法の適用を受けることとなっている。 法の適用を受ける企業は、組織として管理者を置き経営体制の強化が図られるほか、会計は発生主義に基づく複式簿記による経理が行われるなど、「企業経営体」として一般行政部局とは異なった運営が要請されると同時に、独立採算性による経営が義務づけられることとなる。(病院事業は、法の当然適用が財務規定等に限定されており、当然に法の全部が適用される訳ではない。) 法の適用を受けない場合は、組織、会計及び職員の身分等は一般行政部局と同じであるが、経営面からは独立採算性の考え方が準用されることとなる。
企 業 団	一部事務組合のうち、地方公営企業法の規定の全部を適用する企業を経営する団体。 一部事務組合の性格上、その業務は広域事務となり、設立にあたっては規約の制定、議会の設置、企業長の選任等が必要となる。
収益的収支・ 資本的収支	収益的収支とは、一年度の企業活動に伴って発生する収益及び費用をいう。一年度における主な収益は料金収入及び他会計繰入金等があり、費用は人件費、減価償却費、支払利息、動力費及び修繕費等がある。 資本的収支とは、施設の建設費や企業債償還金等の資本的支出と、企業債発行額や他会計繰入金等の資本的収入からなり、これらの経費は一年度の企業活動以外の長期的活動に関連する点で収益的収支との違いがある。
繰出基準通知	公営企業の経費の中には、例えば水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費、病院事業における救急医療に関する経費等、本来一般会計が負担すべき経費や公共的必要性から一般会計から繰り出すのが適当な経費がある。 これらの経費を各事業ごとに目的・繰り出すべき金額(基準額)について定めたものが繰出基準通知(各年度とも概ね4月に総務省自治財政局長名で通知される。)と呼ばれ、この繰出基準通知に基づき繰り出した額の一部については、別途地方交付税により財政措置がなされている。
累 積 欠 損 金	法適用企業において、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金や積立金等で補てんできなかつた損失(赤字)額が累積したもの。
累積欠損金比率	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}$ により算出される。この比率が高いことは企業の単年度の営業収益に比べて累積欠損金が多いということであり、不良債務比率とともに企業経営悪化の状況を計るものとして利用される。
不 良 債 務 (実質資金不足額)	累積欠損金は減価償却費等の現金の支出を要しない経費まで算入されるため、損益ベースのいわば形式上の赤字額を表しているのに対し、不良債務は減価償却費等を除いた実質的な資金ベースでの赤字額を表している。実質資金不足額とは不良債務から当該決算期日における一時借入金又は未払金で、公営企業の建設又は

	<p>改良に要する経費に係るもののうち、その支払いに充てるため翌年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額をいう。</p> <p>不良債務＝流動負債－(流動資産－翌年度へ繰越される支出の財源額)</p> <p>実質資金不足額＝不良債務－当年度同意等債で未借入又は未発行の額</p>
不良債務比率 (実質資金不足比率)	<p>$\frac{\text{不良債務(実質資金不足額)}}{\text{営業収益－受託工事収益}}$で表され、一年度の料金収入額等(営業収益の大半は料金収入であり、受託工事収益はほとんど少額)に対する比率で示されるため、当該団体の資金不足の度合いを判定するために用いられる。普通会計における実質収支比率に相当するものといえる。</p>
資本費	<p>資本費とは、資本の利用に対して支払われる費用を指し、法適用企業の場合は減価償却費と企業債利息の合計額を、法非適用企業の場合は地方債元金償還金と地方債利息の合計額のことをいう。</p> <p>公営企業は、建設改良費の財源として企業債に依存しており、費用中資本費の比重も大きく、経営分析における重要な指標の一つとなっている。特に水道事業や下水道事業のようにいわゆる施設装置型企业においては重要である。</p>
経常収支比率	<p>公営企業における経常収支比率は$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$により算出される。したがって、この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表すこととなる。普通会計における経常収支比率とは定義が異なるので、注意を要する。</p>
営業収支比率	<p>$\frac{\text{営業収益－受託工事収益}}{\text{営業費用－受託工事費用}}$により算出される。通常の営業活動に要する費用を、料金収入等の営業収益でどの程度賅っているかを示す指標であり、営業活動のもうけ状況を表すものである。</p>
損益勘定職員・ 資本勘定職員	<p>主として営業活動に従事するため、給与が予算の収益的支出に計上される職員を損益勘定(支弁)職員といい、主として建設改良に従事するため、給与が予算の資本的支出に計上される職員を資本勘定(支弁)職員という。</p>

【上水道関係】

末端給水事業・ 用水供給事業	<p>末端給水事業とは、各家庭まで給水を行う水道事業である。</p> <p>用水供給事業とは、この末端給水事業者へ飲用できる水(浄水)を供給する水道事業のことを言い、浄水の売買代金として末端給水事業者から料金を徴することとなる。</p>
広域水道	<p>二以上の地方公共団体に係る水道のこと。先の末端給水・用水供給は水道の利用形態の分類であるのに対し、これは行政区域の範囲に関する分類である。したがって、末端給水を行う広域水道と用水供給を行う広域水道がある。</p>
有収水量・有収率	<p>有収水量とは料金として収入された水量のことを指し、具体的には家庭のメーターにカウントされた水量のことをいう。浄水場からメーターまでの間においては、配水管からの漏水や消火栓に使用される水、メーター故障のためにカウントされない水があり、いずれも料金としては収入できないこととなる(無収水量)。</p> <p>有収率は$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}}$で算出され、浄水場から配水された水量のうち料金として収入された水量の割合を示し、収入分析の一つに使われる。</p>

施設利用率・最大稼働率・負荷率	水道事業において、現在の施設の利用状況を示す指標としては、施設利用率＝ $\frac{\text{二日平均配水量}}{\text{一日配水能力}}$ が代表的である。ただ、水道事業の場合は、水の需要量が季節的に変動し、ピーク時と非ピーク時との差が大きく、施設としては最大需要に対処できるよう整備されなければならないため、施設の利用度、適正投資の規模を見るには施設利用率とともに、最大稼働率＝ $\frac{\text{二日最大配水量}}{\text{一日配水能力}}$ 、負荷率＝ $\frac{\text{二日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}}$ の2つの比率をあわせて見る必要がある。
給水原価	給水原価とは、水道事業においては水1m ³ を給水するための費用をいい、 $\frac{\text{経常費用}-(\text{受託工事費}+\text{材料及び不用品売却原価}+\text{附帯工事費})}{\text{年間総有収水量}}$ により算出される。
供給単価	供給単価とは、水1m ³ 当たりの販売単価であり、 $\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$ により算出される。
配水管使用効率	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$ で算出され、1m当たりの管にどれだけの水が流れているかという指標であり、経営効率を調べる場合に用いられる。
受水費	末端給水事業が用水供給事業から浄水の卸供給を受ける場合、その反対給付として料金を支払うことになるが、この料金を支払う側から見れば受水に係る経費(受水費)としてコストに算入することになる。

【下水道関係】

公共下水道	<p>市街地の雨水を速やかに排除し、汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となっていく最も一般的な下水道。</p> <p>なお、雨水と汚水を同時に処理する合流式と、別々に処理する分流式とがある。</p> <p>下水道の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> 単独公共下水道……………一般的な下水道で、処理場を有する。 流域関連公共下水道……………流域下水道へ接続する下水道で、処理場をもたない。 特定公共下水道……………主として特定の事業者の事業活動に伴って排出される下水を処理。 特定環境保全公共下水道…市街化区域以外の区域において実施される公共下水道。 ○流域下水道……………次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、かつ終末処理場を有するもの。 ・2以上の市町村の区域における雨水のみを排除するもので、かつその流量を調整するための施設を有するもの。 ○都市下水路……………市街地の雨水排除を目的とするもので開きよを原則とする下水道。開きよの内径が50cm以上で集水区域面積が10ha未満のものを原則とする。
-------	---

農業集落排水施設 漁業集落排水施設	農林水産省（水産庁）所管の農業(漁業)集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業。これらの施設は、法的には共同し尿浄化槽であるが、一定の要件の下に下水道事業債の対象とされ、公共下水道と同様に公営企業として実施されている。
小規模集合排水 処 理 施 設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模（原則として2戸以上20戸未満の規模）な施設で、地方単独事業により実施するもの。一定の要件の下に下水道事業債の対象とされ、公営企業として実施されている。
特定地域生活排水 処 理 施 設	環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業として整備されるもの。一定の要件の下に下水道事業債の対象とされ、公営企業として実施されている。
個別排水処理施設	公共下水道等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、個別浄化槽の整備を地方単独事業により実施するもの。一定の要件の下に下水道事業債の対象とされ、公営企業として実施されている。
コミュニティ・プラント	環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいい、住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設。
維 持 管 理 費	職員給与費・動力費・薬品費・修繕費・委託料・流域下水道管理負担金(流域関連団体のみ)など下水道事業に係る一年間の経費のこと。下水道におけるランニングコストである。一年間の総費用から「資本費」を差し引いても求められる。
雨 水 ・ 汚 水 の 経 費 区 分	下水処理に要する経費の一部は公費（一般会計）が負担するため、その算定のために雨水・汚水の経費を区分する必要がある。従来、雨水処理に要する経費は公費が負担し、汚水処理に要する経費は私費（使用料等）で負担すべきとされていたが、平成18年度からは、汚水処理に要する経費の一部についても公費で負担することとされた。
雨 水 処 理 費	下水道事業の経費のうち雨水に係る経費のこと。雨水に係る維持管理費の外、雨水に係る資本費も含む。
汚 水 処 理 費	下水道事業の経費のうち汚水に係る経費のことで雨水処理費に対する用語。
年 間 有 収 水 量	一年間に使用料収入として計算された水量のことであり、処理原価や使用料単価を算出する際の基礎となる数値である。
処 理 原 価	1m ³ 当たりの汚水処理費のこと。年間の汚水処理費を年間有収水量で除して算出される。
使 用 料 単 価	1m ³ 当たりの下水道使用料のこと。年間の下水道使用料収入を年間有収水量で除して算出される。
雨 水 処 理 負 担 金	一般会計から下水道会計へ繰り出す雨水処理費相当額のこと。 下水道事業の経費には雨水と汚水に係る経費があるが、このうち雨水に係る経費は本来公費負担とすべき経費であり、下水道使用料により回収されるべきものではないことから、一般会計から繰り出されるものである。

水道事業の各比率の算出方法

- 1) 負 荷 率 $(\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$
- 2) 施 設 利 用 率 $(\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
- 3) 最 大 稼 働 率 $(\%) = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
- 4) 配水管使用効率 $(\text{m}^3/\text{m}) = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$
- 5) 供 給 単 価 $(\text{円}/\text{m}^3) = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
- 6) 給 水 原 価 $(\text{円}/\text{m}^3) = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯工事費}) \cdots \text{注 1}}{\text{年間総有収水量}}$
- 7) 資 本 費 $(\text{円}/\text{m}^3) = \frac{\text{減価償却費} + \text{企業債利息} + \text{受水費中の資本費} \cdots \text{注 2}}{\text{年間総有収水量}}$
- 8) 職員 1 人 当 たり 給 水 人 口 (人) $= \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定職員数}}$
- 9) 職員 1 人 当 たり 給 水 量 $(\text{m}^3) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定職員数}}$
- 10) 有 収 率 $(\%) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$

注 1 簡易水道（法非適用企業）の場合は、総費用－受託工事費＋地方債償還金－繰上償還金となる。
 2 簡易水道（法非適用企業）の場合は、地方債償還金－繰上償還金＋地方債利息＋受水費資本費相当額となる。

下水道事業の各比率の算出方法

- 1) 普 及 率 $(\%) = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
- 2) 有 収 率 $(\%) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$
- 3) 処 理 原 価 $(\text{円}/\text{m}^3) = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間総有収水量}}$
- 4) 使 用 料 単 価 $(\text{円}/\text{m}^3) = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間総有収水量}}$
- 5) 補 助 対 象 率 $(\%) = \frac{\text{補助対象事業費}}{\text{総事業費}} \times 100$
 (= 補 対 率)

病院事業の各比率の算出方法

- 1) 病床利用率 (%) = $\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$
- 2) 1日平均患者数
 入院 = $\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{入院診療日数}}$ 外来 = $\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{外来診療日数}}$
- 3) 外来入院患者比率 (%) = $\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$
- 4) 職員1人1日当たり患者数
 = $\frac{\text{年延入院患者数} + \text{年延外来患者数 (年延入院外来患者数)}}{\text{年延職員数}}$
 入院 = $\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延職員数}}$ 外来 = $\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延職員数}}$
- 5) 患者1人1日当たり診療収入
 = $\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$
 入院 = $\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$ 外来 = $\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$
- 6) 職員1人1日当たり診療収入 = $\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延職員数}}$
- 7) 患者1人1日当たり薬品費
 = $\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
 投薬 = $\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$ 注射 = $\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
- 8) 投薬薬品使用効率 (%) = $\frac{\text{薬品収入 (投薬分)}}{\text{投薬用薬品払出原価}} \times 100$
- 9) 注射薬品使用効率 (%) = $\frac{\text{薬品収入 (注射分)}}{\text{注射用薬品払出原価}} \times 100$
- 10) 医業収益に対する医療材料費、職員給与費の割合
 医療材料費 (%) = $\frac{\text{医療材料費}}{\text{医業収益}} \times 100$ 職員給与費 (%) = $\frac{\text{職員給与費}}{\text{医業収益}} \times 100$
- 11) 検査の状況
 患者100人当たり検査件数 = $\frac{\text{年間検査件数}}{\text{年延入院外来患者数}} \times 100$ 患者100人当たり放射線件数 = $\frac{\text{年間放射線件数}}{\text{年延入院外来患者数}} \times 100$
 検査技師1人当たり年間検査件数 = $\frac{\text{年間検査件数}}{\text{年度末検査技師数}}$ 検査技師1人当たり年間検査収入 = $\frac{\text{検査収入}}{\text{年度末検査技師数}}$
 放射線技師1人当たり放射線件数 = $\frac{\text{年間放射線件数}}{\text{年度末放射線技師数}}$ 放射線技師1人当たり放射線収入 = $\frac{\text{放射線収入}}{\text{年度末放射線技師数}}$
- 12) 病床100床当たり職員数 = $\frac{\text{年度末 (各種) 職員数}}{\text{年度末病床数}} \times 100$